

2016年7月12日
横浜ウォーター株式会社

神奈川県秦野市と給水装置に関する 基準改訂等委託業務契約を締結

横浜ウォーター株式会社（本社：横浜市中区相生町 6-113、社長：五十川 健郎）は、平成 28 年 7 月 7 日付で、秦野市（秦野市長 古谷義幸）と「平成 28 年度秦野市給水装置基準改訂等委託業務」契約を締結しました。

横浜市と連携しながら横浜ウォーター株式会社の持つ事業運営ノウハウを活かし、同市の持続可能な水道事業経営をサポートします。

【事業の概要】

秦野市は、平成 28 年 4 月に上下水道局を設置し、上下水道事業の経営基盤強化と事業効率化に向けた取組みを推進していますが、窓口・料金業務についても上下水道一体のサービスを提供することで市民サービスの向上も図られています。

その中で、窓口業務の一つである給水装置の審査・完了検査業務については、更なる業務の効率化や適正化を図るため給水装置基準の改訂と基準を運用する秦野市職員の技術力向上が必要とされています。

かかる状況を踏まえ、平成 28 年度は秦野市給水装置基準の運用状況を調査・分析し、改訂基準案の策定と秦野市職員向けに給水装置審査・完了検査業務の実地研修を行うものです。

- ① 名称：平成 28 年度秦野市給水装置基準改訂等委託業務
- ② 締結者：秦野市、横浜ウォーター株式会社
- ③ 期間：平成 28 年 7 月 8 日から平成 29 年 3 月 17 日
- ④ 内容：
 - ・ 現行基準の調査、分析
 - ・ 改訂基準案の作成
 - ・ 実地研修の実施

当社は、横浜市の有する上下水道事業ノウハウを活かし、国内外への技術協力等の事業支援に貢献するとともに、持続性の高い上下水道事業運営や官民連携事業の創出を追求して参ります。

以上



本件に関するお問い合わせ：toiawase@yokohamawater.co.jp